

# 「地域を支える建設業検討会議」第42回全体会議 概要

## 1 日 時

令和3年3月23日（火） 10時30分～12時20分

## 2 場 所

ホテル国際21 3階 千歳の間

## 3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設技監は「座長」。）

国土交通省（オブザーバー。以下、「国」。）

## 4 あいさつ

### （1）田中建設技監（長野県）

- ・ 長野県においては、国の3次補正に対応するため、2月補正により約389億円の公共事業費を計上し可決されている。来年度当初予算と合わせた県の公共事業費は1,200億円余であり、より多くの事業を執行していく必要がある。円滑な執行を建設業協会と協力して進めてまいりたい。
- ・ 建設産業の担い手の確保と働き方改革は喫緊の課題であり、若い世代に対してのアピールをしていくためにも、週休2日の確保とともに、DXとしてBIM/CIMなど進めてまいる。

### （2）木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 県内建設業においては、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨に対して懸命に取り組んでいるところ。ほとんどの被災現場の契約が進んでいる。
- ・ 国の3次補正に対して、協会では確実な執行と円滑な施工確保を進めるとともに、新型コロナウイルス対策のため、綿密な意見交換を行い対応してまいる。
- ・ 長野県建設産業においては、災害復旧、国土強靱化が充実して忙しい時期が続くが、確実に工事を受注して地域の安全安心を支えるインフラを整備し、地域の期待に応えるよう団結して対応してまいりたい。

## 5 議 事

### （1）県からの報告事項（県から説明）

- ① 令和2年度補正予算、令和3年度当初予算 県資料1
- ② 令和3年度建設部施策方針 県資料2
- ③ 令和3年度の予算執行方針 県資料3

- ④ 受注希望型競争入札の実施状況 県資料 4
  - ⑤ 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」への施工確保及び体制強化の取組 県資料 5
  - ⑥ 信州 BIM/CIM 推進協議会 県資料 6
  - ⑦ 優良技術者表彰の見直し 県資料 7
  - ⑧ 工事書類簡素化ガイドライン 県資料 8
  - ⑨ 技術者セミナーの動画配信 県資料 9
  - ⑩ 公共工事設計労務単価等の改定 県資料 10
  - ⑪ 交通誘導警備員労務単価の見積を活用した予定価格設定の試行 県資料 11
  - ⑫ 令和元年東日本台風 災害復旧工事の進捗状況 県資料 12
- ・ 各項目について、特に意見等なし

(2) 協会からの要望事項等 協会資料 No. 1

① 公共事業予算の持続的・安定的な確保と工事の円滑な施工について

[協会] 政府においては、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と令和2年度補正予算案が決定され、国土強靱化5か年加速化対策15兆円のうち、令和3年度分の公共事業費は、15ヶ月予算として、補正予算に事業費約2.4兆円が盛り込まれた。

これらを受け、県においては、2月補正では国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」活用分など487億4380万円が計上され、また、令和3年度当初予算において公共事業費は災害復旧事業費を含めて、1,324億円が盛り込まれた。

令和2年度に引き続いての公共事業予算の確保に対して御礼申し上げると同時に、明日の建設業の担い手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たすためには、経営基盤の強化、経営の安定化が必要であり、公共事業予算の持続的・安定的な確保をお願いします。

令和元年東日本台風及び昨年の7月豪雨に伴う災害復旧工事が発注されている中において、今後、2月補正並びに令和3年度当初予算に基づく公共事業が発注されていくにあたり、次に掲げる事項についてご配慮を賜りますようお願いする。

- ① 補正予算分の発注工事については、令和3年度末に竣工しなければならないので、債務設定やフレックス工期制度の活用などにより、工期並びに監理技術者の登録時期に余裕が持てる工事発注をされるようお願いする。
- ② 長野県発注工事の発注見通しについて、早期に示すようお願いする。
- ③ 2月4日に開催された長野県契約審議会において、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」への施工確保及び体制強化の取組として、見積を活用した適切な予定価格の設定、特例発注標準と復興JV制度の活用を示されているが、県下各地域でそれぞれ状況が異なるの

で、建設業協会各支部と県現地機関の長とで意見交換を行い地域の実状に見合った発注がされるようご配慮をお願いする。特に、見積徴取については受発注者相互の意思疎通が十分図られるようお願いする。

[県]

①（工期、登録時期に余裕が持てる工事発注）

- ・ 建設部では、令和2年度2月補正予算及び令和3年度当初予算について、県資料3のとおり執行方針を定めたところであり、これに沿って、計画的かつ着実な執行に努めてまいる。
- ・ 全体（令和3年度当初予算及び令和2年度予算繰越分の合計額）の概ね6割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

また、令和2年度2月補正予算については、原則として6月末までに公告することを目標とし、6月に公告が集中することのないよう年度当初からの計画的な発注に努める。

- ・ 債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、年間を通じての施工時期等の平準化に努める。

②（工事の発注見通し）

- ・ 長野県発注工事の発注見通しについては、早期に公表するとともに、発注計画の追加、変更等が生じた場合は、随時更新を行うよう努めてまいる。

③－1（建設業協会各支部と県現地機関の長との意見交換）

- ・ 例年開催している現地機関と貴協会支部との会議の場などにおいて、地域の実情に配慮した施工確保及び体制強化の取組について意見交換されるよう連携してまいりたい。
- ・ 協会からも事務所に対し、早めの開催の相談や年度当初の様々な機会を捉えて地域の状況、課題を所長等に伝えるようにしてほしい。

③－2（見積徴取の受発注者相互の意思疎通）

- ・ 見積りを活用した予定価格設定の試行については、県が設定した標準歩掛又は材料単価と実勢価格との間において乖離が生じ、不調・不落となった工事等について見積を徴取し、再度、予定価格を設定するもの。
- ・ 見積徴取の判断は乖離の状況を見て発注者側で行い、徴取先については、歩掛については入札参加業者から、材料単価については納入実績のある製造業者等から行う。
- ・ なお、入札参加者がいない場合又は乖離が想定される場合の見積り徴取先についても発注者の判断となるが、現場に近い業者や過去に当該箇所又は近接した箇所で同種の工事を受注した実績があり、現場を熟知している業者等から聞き取り等を行い、見積りを徴取することを想定している。
- ・ 見積徴取にあたっては、見積徴取業者に対して、施工時期や現場条件等を丁寧に明示し、適切な見積算出ができるよう努めるとともに、適切な予定価格の算出に努めてまいる。

## ② 市町村における改正品確法の徹底、施工確保対策に関する指導、助言について

[協会] 市町村発注工事も多くなると思うが、平準化対策や最低制限価格の設定を含めて、改正品確法の趣旨が外郭団体も含めて市町村に徹底されるよう、また、市町村においても、不調・不落対策により公共工事の円滑な施工確保が図られるよう、発注者協議会等を通じて適切な指導、助言をお願いする。

[県] (市町村における平準化の促進)

- ・改正品確法（平準化対策、ダンピング対策等）及び公共工事の円滑な施工確保など、国からの通知があれば速やかに、発注者協議会のネットワークにより周知している。
- ・また、発注者協議会を毎年開催し、発注者間の情報共有及び連携強化を図っている。
- ・令和元年度から、入札制度等に関する出張相談窓口（おでかけ技術管理室）を開設し、市町村への支援を強化している。令和3年度から、課題であるダンピング対策について、公契連と連携しながら市町村支援をしてまいる。
- ・引き続き、外郭団体も含め市町村との連携を図ってまいる。

[協会] ・国土交通省から情報提供された資料は市町村要望等において活用してよいか。

[国] ・今回情報提供した資料等は、様々な場面で活用していただきたい。  
・国からも市町村への働きかけを進めてまいりたい。

## ③ 監理技術者の兼務について

[協会] 建設業法の改正により監理技術者補佐を専任で置いた場合は、監理技術者は2つの工事まで兼務が可能（令和2年10月1日施行）となった。監理技術者補佐は1級土木施工管理技士補（令和3年4月1日施行）の資格を有する者、又は1級土木施工管理技士等の資格を有する者となっているが、技術者不足が喫緊の課題であるので、2級土木施工管理技士等さらに要件の緩和を希望する。

また、建設業法第7条には、「その営業所ごとに建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければならない。」とある。工事現場と営業所が近接している場合には緩和規定もあるが、技術者不足の中にあつて、限りある人材の有効活用という点からも、営業所に置く専任の技術者の規定について、営業所の技術者も現場に配置できるように更なる緩和を希望する。

何れも関東地方整備局様にも要望しているところであるが、長野県からも国へ伝えていただくようお願いする。

[県] ・監理技術者補佐の資格要件の緩和や営業所におく専任技術者の規定緩和

についての要望がある旨、国へあらゆる機会を通じて伝えてまいりたい。

- [国]
- ・現場において技術者不足が逼迫していることは聞いているところであり、法改正による現場緩和は完成形ではなく、現時点での合理化を図ったものとなっている。
  - ・令和3年度は効果を検証するための予算を確保しており、品質確保と生産性向上のバランスなどの影響を見極めながら、技術者制度の更なる合理化について、検討してまいる。
- [協会]
- ・大規模な災害復旧や発注ロットの大型化に伴い工期が長期となるもの等において技術者の家庭の事情等に対応するため、監理技術者の途中交代についても検討をお願いしたい。

④ 令和2年度 2級土木施工管理技士準備講座の開催について 協会資料 No. 2

(3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

- ① 技術力の確保・向上分科会 分科会資料 No. 1
- ② 維持管理・危機管理分科会 分科会資料 No. 2
- ③ 施工・品質確保分科会 分科会資料 No. 3

6 閉会あいさつ（小松主任専門指導員）

- ・本年度は7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応により対面協議が難しい状況だったが、会議が開催でき感謝申し上げる。
- ・新年度も新型コロナウイルスの影響があるが、密に連絡して会議を開催できるよう、引き続き連携してまいりたい。

以 上